

総合事業に関する質問及び回答（令和6年6月6日更新）

分類	質問	回答
通所介護相当サービス	通所介護相当サービスの新規指定の申請は可能か。	地域支援事業費には上限が設けられていることから、現時点で通所介護相当サービスについては新規指定及び、指定変更（定員拡大、単位追加等の定員増を伴う変更）はできません。 総量規制について (https://www.city.mito.lg.jp/page/45144.html)
通所介護相当サービス	運動器機能向上加算が廃止となり、基本報酬に包括化されたが、運動器機能向上計画を作成する必要があるか。	厚生労働省の通知等に計画書の作成に係る記載はないため、作成は不要です。 運動器機能向上サービスの内容等については、通所介護計画に位置付けてください。
通所介護相当サービス	送迎減算については、算定回数の限度があるか？	月額報酬が適用となる場合、週1回程度利用予定の方は8回（376単位）、週2回程度利用予定の方は16回（752単位）の範囲で減算することとなります。
通所介護相当サービス	一体的サービス提供加算の算定方法について確認したい。	①栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスいずれも実施しており、いずれかのサービスを行う日を1月につき2回以上設けていること②口腔機能向上加算、栄養改善加算を算定していないことが要件となります。 また、口腔機能向上加算及び栄養改善加算はそれぞれ必要な利用者に対してサービスを実施し、算定するものであるため、サービス事業所の判断により決定するのではなく、対象となる加算サービスの必要性について利用者、介護支援専門員等と確認した上で実施してください。
通所介護相当サービス	ケアプランに基づき週2回介護予防デイサービスを利用する予定であった事業対象者の利用実績が週1回であった場合、「通所型サービス1」と「通所型サービス2」のどちらの単位を用いればよいのか。	ケアプランに基づいた単位を用いてください。

分類	質問	回答
訪問介護相当サービス	月額報酬から回数制に変更となったことに伴い、同日の午前、午後にサービスを提供することは可能か？	一律に複数回数の利用を認めるということではなく、適切な介護予防ケアマネジメントに基づき、必要な回数及び内容で実施してください。
訪問介護相当サービス	住民主体による訪問型サービスが利用できるようになると、介護予防ホームヘルプサービスは利用できなくなるのか。	利用者の選択とケアマネジメントに基づき、介護予防ホームヘルプサービスと住民主体による訪問型サービスの併用が可能です。
通所・訪問共通	1回あたりの単位となったため、同一種類のサービスにおいて、複数の事業所を利用することは可能か？	月額包括報酬制度から1回当たりの出来高報酬に見直したことに伴い、ご本人の状態に合わせたきめ細やかなサービス利用を図るため、複数事業者の利用も可能とします。ただし、複数事業所の利用は、本人の意向を踏まえつつ適切な介護予防ケアマネジメントを通して、複数事業所の利用が介護予防に効果的と認められた場合にのみ、複数事業所の利用が認められるものであり、単にご本人及びご家族の意向や、サービス提供事業所の判断により決定されるものではありません。複数事業所の利用にあたっては、保険者がその必要性を認めた場合であって、ケアプランに理由が記載される必要がありますので、事前に高齢福祉課地域支援センターにご相談ください。また、併用の場合月額報酬での請求はできないため、要支援1及び事業対象者は月4回まで、要支援2の利用者は月8回までの範囲で利用することとなります。
通所・訪問共通	月途中で契約し、利用開始した場合の報酬はどのように算定するのか。	月途中で契約した方について、月額報酬で算定する場合（要支援1の人が月5回以上デイサービスを利用する場合など）は日割りで算定します。別紙「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」参照。
介護予防支援の指定を受けた場合の対応	新規契約（事業所と水戸市）後、ケアマネジメント区分が確定の時、介護予防ケアマネジメントは包括へ提出するのか。	ケアマネジメント区分が確定、又は変更の場合、居宅届を提出する必要があります。介護予防支援の場合は介護保険かへ、介護予防ケアマネジメントの場合は包括へ提出します。

分類	質問	回答
介護予防支援の指定を受けた場合の対応	介護予防支援の指定を受けた場合、これまで水戸市から委託で担当していた介護予防支援の利用者は、契約（事業所）後、「居宅届」を介護保険課へ提出するのか。居宅届は新規・変更どちらになるのか。	実施主体が変更となるため、居宅届を介護保険課へ提出する必要があります。居宅届は「変更」となります。
介護予防支援の指定を受けた場合の対応	開始日が令和6年7月1日の場合、7月請求に間に合うには、何日までに居宅届を提出する必要があるか。	区分変更が分かり次第、すみやかに提出する必要があります。月内には提出できるようにし、変更日は1日付とします。間に合わない場合は、月遅れの請求となります。
介護予防支援の指定を受けた場合の対応	水戸市から指定を受けても、利用者ごとに水戸市の委託を受けるか、居宅介護支援事業所でケアマネジメントを行うか、選択することは可能か。	介護予防支援の指定を受けた場合、介護予防支援の市の委託を受けることはできません。
介護予防支援の指定を受けた場合の対応	要支援の認定で住所地特例の方の場合、「介護保険要介護認定等資料情報提供依頼書」は介護保険課に提出でよいか。	介護予防支援の指定を受けた場合は、他市区町村の保険者へ指定された様式、方法で提出します。委託の場合は、包括へ提出します。
多様なサービス	「訪問型介護予防事業」「通所型介護予防事業」は要支援認定者も利用できるか。	利用できます。
サービスの併用	介護予防デイサービスと介護予防通所リハビリテーションは併用できるか。	併用はできません。
サービスの併用	介護予防ホームヘルプサービスと訪問型介護予防事業は併用できるか。	併用できます。ただし、訪問型介護予防事業は短期集中型のサービスであることを踏まえ、適切なケアマネジメントに基づき利用する必要があります。
サービスの併用	介護予防デイサービスと通所型介護予防事業は併用できるか。	併用できます。ただし、通所型介護予防事業は短期集中型のサービスであることを踏まえ、適切なケアマネジメントに基づき利用する必要があります。

分類	質問	回答
基本チェックリスト	基本チェックリストの該当基準はどのようなものか。	介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を用いており、実際に使用する基本チェックリストの裏面に掲示することとしております。
基本チェックリスト	基本チェックリストに本人が回答できない場合はどのように対応すべきか。	手指の機能低下等により、筆記用具を操作できないような場合には、記入を代行してくださるようお願いいたします。一方、質問事項を理解できないような場合には、基本チェックリストではなく要支援認定の申請について代行してくださるようお願いいたします。
基本チェックリスト	要支援認定の更新申請は認定期間終了日の60日前から可能だが、更新申請に代えて基本チェックリストを提出する場合、何日前から可能か。	更新申請に準じて取り扱います。
住所地特例対象者	住所地特例対象者に対してサービスを提供するためには、当該被保険者の保険者（市町村）から指定を受けなければならないのか。	住所地特例対象者に対する総合事業は施設所在市町村が行うものとされていることから、当該住所地特例対象者の保険者（市町村）に指定の申請をする必要はありません。
定款	定款等に用いる文言を例示してほしい。	次のとおり例示します。 ・介護予防訪問介護 ⇒介護予防訪問介護及び第1号訪問事業 ・介護予防通所介護 ⇒介護予防通所介護及び第1号通所事業 ※「第1号訪問事業」「第1号通所事業」はそれぞれ「訪問型サービス」「通所型サービス」を指す介護保険法上の文言です。

分類	質問	回答
定款	定款に「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」と記している場合はどのように取り扱えばよいか。	老人福祉法において「老人居宅介護等事業」は「第1号訪問事業」を、「老人デイサービス事業」は「第1号通所事業」を含む概念であるため、「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」と定款にある場合は、当該文言の変更は不要です。
契約	要支援⇔要介護を行き来する方との契約はどのようにすべきか。	契約書の内容が総合事業と介護給付のいずれにも対応したものであれば、その都度契約する必要はないものと考えます。
介護予防ケアマネジメント業務の委託	居宅介護支援費の算定において、「利用者数＝居宅介護支援の利用者数＋（介護予防支援の利用者数÷2）」とされている。地域包括支援センターの委託を受けて実施する介護予防ケアマネジメントの利用者数も介護予防支援の利用者としてカウントするのか。	カウントしません。ただし、要支援認定者に対するケアマネジメントは、利用するサービスの組み合わせにより「介護予防支援」か「介護予防ケアマネジメント」が決まるため、カウントに留意が必要です。 ※「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）」では、介護予防ケアマネジメント利用者数をカウントする旨の記載はありません。